

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける

飲食店の新たな取り組みを支援します

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける飲食店が、テイクアウト・デリバリーなどビジネスモデルの転換として行う新たな取り組みを支援します。また、こうした飲食店等の新たな取り組みをホームページでPRするなどの、消費喚起を行う共同事業を支援します。

1 がんばる飲食店緊急支援補助金

既存の飲食店が新たに行う、テイクアウト・デリバリーなどの導入に係る費用を助成します。

- ・ 予算額 3,760万円
- ・ 対象 市内に店舗を有する飲食業者
- ・ 対象経費 ハード事業：テイクアウト・デリバリーなどの導入に係る初期費用（テイクアウトカウンター・ドライブスルー窓口の設置、出前バイクの購入等）
ソフト事業：販路開拓費（新商品開発費、広告費、ITシステム導入費等）
- ・ 補助率 ハード事業：1/2、ソフト事業：2/3（4回まで）
- ・ 上限額 ハード事業：50万円、ソフト事業：10万円/回
- ・ 対象期間 令和2年2月1日～令和3年2月28日
- ・ 申請方法 5月中旬頃から窓口にて受付開始予定

ポイント 事後申請とすることで、すぐに取り組みを始められるようにします。

2 消費喚起緊急対策共同事業補助金

テイクアウト・デリバリーなどの新たな取り組みを行う飲食店等を応援する、ホームページの開設やガイドマップの作成などの共同事業に対して支援を行います。

- ・ 予算額 400万円
- ・ 補助対象 4者以上で構成される団体が実施する共同事業に係る経費
- ・ 補助率 2/3
- ・ 上限額 100万円
- ・ 対象期間 令和2年2月1日～令和3年2月28日
- ・ 申請方法 5月中旬頃から窓口にて受付開始予定

ポイント

- ・ 令和2年4月30日までに先行して実施した事業は、事後申請も可能です。
- ・ 1団体につき上限の100万円までは、何度でも申請できます。